

長崎県医療統計をご利用の方へ

この医療統計は、令和2年10月1日現在における長崎県の医療施設および令和2年12月31日現在における医療従事者の状況について、厚生労働省の調査（医療施設調査、病院報告、医師・歯科医師・薬剤師統計）および長崎県の調査（業務従事者届）に基づいて取りまとめたものです。

I. 医療施設調査

1. 調査の目的

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類、期間及び期日

- ・ 静態調査 3年に1回 令和2年10月1日現在
- ・ 動態調査 毎月 令和元年10月1日～令和2年9月30日

3. 調査の対象

- ・ 静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- ・ 動態調査 開設・廃止等のあった医療施設
※医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び保健所は除く。

II. 病院報告

1. 報告の目的

病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 報告の期間

令和2年1月1日～12月31日（毎月報告）

3. 報告の対象

病院、療養病床を有する診療所

III. 医師・歯科医師・薬剤師統計

1. 統計の目的

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 集計の対象

日本国内に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。

3. 届出の時点

令和2年12月31日現在

IV. 業務従事者届

県内の保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、令和2年「衛生行政報告例」に基づく年末現在の従業者である。

(昭和57年までは毎年の調査であったが、それ以後は隔年に変更された)

V. 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病 院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者20人以上の入院施設を有するもの

一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であつて、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精神科病院 精神病床のみを有する病院

一般病院 精神科病院以外の病院（平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く）

(3) 医育機関

「学校教育法」（昭和22年法律第26号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む

(4) 病床の種類

精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く。)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう
結核病床	結核の患者を入院させるための病床
療養病床	病院の病床(精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう
一般病床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
介護療養病床	療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう

※ 「療養病床」の数値は、「介護療養病床」を含んでいる。

(5) 開設者の分類

(大分類)	(小分類)
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関) ※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人地域医療機能推進機構は、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人

(6) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者

(7) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(8) 外来患者

新来・再来・往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(9) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{\ast}} \quad \ast \text{令和2年は366日}$$

(10) 1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{\ast}}$$

(11) 病床利用率

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{(年間日数} \times \text{月末病床数) の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

(12) 月末病床利用率

$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

(13) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\begin{array}{l} \text{年間新入院患者数} + \text{年間} \\ \text{同一医療機関内の他の} \\ \text{種別の病床から移された患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{年間退院患者数} + \\ \text{年間同一医療機関内の他の} \\ \text{種別の病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

介護療養病床については、次式による。

$$\frac{\text{年(月)間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\begin{array}{l} \text{年間新入院患者数} + \text{年間} \\ \text{同一医療機関内の介護療養病床} \\ \text{以外の病床から移された患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{年間退院患者数} + \\ \text{年間同一医療機関内の介護療養病床} \\ \text{以外の病床へ移された患者数} \end{array} \right]}$$

VI. 表側の集計項目について

(1) 本土部医療圏

本県では、二次医療圏（医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域）とし

て、8 圏域設定しており、その内、本土部にある医療圏をいう。

(2)離島部医療圏

上記二次医療圏の内、離島部にある医療圏をいう。

本土部医療圏

医療圏名	構成市町名
長崎	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保県北	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南	島原市、雲仙市、南島原市

離島部医療圏

医療圏名	構成市町名
五島	五島市
上五島	小値賀町、新上五島町
壱岐	壱岐市
対馬	対馬市

VII. 比率に用いた人口について

全国・長崎県人口は「令和2年国勢調査人口等基本集計結果」（総務省統計局）の総人口、市町別人口は令和2年国勢調査市町別年齢別人口（令和2年10月1日現在）である。また二次医療圏別の人口は令和2年国勢調査市町別年齢別人口を集計したものである。

表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小(0.05 未満)の場合	0、0.0 など
減少数または減少率を意味する場合	△

なお、病院報告では、以下の場合も含む。

「—」：病院又は病床があるが、計上する数値がない場合

「・」：病院又は病床がないので、計上する数値がない場合